

国民健康保険料 よくあるお問い合わせ

Q 自分は世帯主で社会保険に加入していますが、どうして納入通知書が来たのでしょうか？

A 世帯の中に1人でも国民健康保険加入者がいれば、通知は世帯主宛にお送りします。国民健康保険料の納入義務者は世帯主となります。なお、口座振替の登録口座は世帯主以外の名義の口座も可能です。

Q 会社に就職し社会保険に加入したのですが、納入通知書が来たのはどうしてでしょうか？

A 社会保険等に参加し新しい保険証を会社等からもらっても、国民健康保険を脱退する手続きをしなければ保険料はそのままになります。国民健康保険の保険証、新しい保険証、印鑑をお持ちになり国保年金係の窓口にてお手続きをお願いします。

Q 国民健康保険脱退の手続きをしたのにどうして納入通知書が来たのでしょうか？

A 4月29日までに世帯全員が国民健康保険を脱退した場合は、本年度の保険料を納付する必要はありませんので納入通知書は破棄してください。世帯内に1人でも国民健康保険加入者がいる場合や、4月30日以降に社会保険等に参加した場合等、保険料を納付する必要があることもあります。送付した納入通知書の金額を納付してください。7月に1年間分の保険料を清算し、多く納めていただいた場合は還付します。

Q 国民健康保険に加入する手続きが遅れた場合、保険料はどうなりますか？

A 国民健康保険への加入・脱退の手続きは、14日以内にしてください。加入する手続きが遅れた場合は、国民健康保険の資格を得たとき（他の健康保険を脱退したときや転入したとき）にさかのぼって保険料がかかります。届出をしたときからではありません。届出が遅れると一回あたりに納める金額が大きくなりますのでお早めの届出をお願いします。

Q 暫定期の保険料額はどやって決められているのでしょうか？

A 保険料は前年の所得をもとに決定しますが、前年の所得が確定するのは6月になります。4月から6月分の保険料は暫定期となり、前年度の保険料（前々年の所得）をもとに、4月1日現在の加入状況に応じて仮で算出しています。4月以降の加入、脱退や所得の増減を反映した保険料額は7月に決定します。4月から6月にお支払いいただいた保険料額との差し引きで、追加で納付または還付して清算します。

Q 昨年は所得が少なかったのに、4月の保険料の額が減らないのはどうしてでしょうか？

A 4月から6月までの間は保険料の算定のもととなる前年の所得が確定していないため、前年度の保険料（前々年の所得）をもとに算定した仮の保険料を納めます。毎年7月に前年の所得が反映され、保険料額が確定してから、4月から6月までにお支払いいただいた保険料を精算します。また、保険料の月額額は1年間（加入月数分）の保険料額を届出日以降の納期限の回数で割るため、1回の支払額が1か月あたりの実際の保険料額にはならないことがあります。今年度の保険料と前年度の保険料とを比較する場合は、月額ではなく年間の保険料額をご確認ください。

Q 国民健康保険に加入した場合の保険料を試算してほしいのですが。

A ホームページから仮計算シートがダウンロードできますのでご活用ください。また、財務課町民税係でも試算できますのでお問い合わせください。

国民健康保険料 よくあるお問い合わせ

- Q 給与収入や年金収入額は増えていないのに保険料が高くなったのはどうしてでしょうか。
- A 保険料を算定するための所得には、給与や公的年金の他に、農業、営業、土地や家屋等を譲渡した際の所得、株式に関わる所得も含まれます。また、保険料率は毎年見直しを行っており、保険料率の変更により保険料が増額となることもあります。
- Q 株式等譲渡所得や配当所得は保険料に影響しますか？
- A 源泉徴収を選択している特定口座における、株式等譲渡所得及び配当所得については確定申告は不要であり、保険料の算定所得にも含まれません。しかし、確定申告をした所得については保険料の算定所得となります。確定申告による税額上のメリット（所得税・住民税の還付額）よりも保険料の増額分が上回る場合がありますので、申告を検討される場合にはご注意ください。
- Q 保険料が年金から天引きされるのはどうしてでしょうか？
- A 以下のすべてに該当する人全員が年金からの天引き（特別徴収）の対象となります。
- ①世帯主が国民健康保険加入者である
 - ②世帯主の介護保険料が年金天引（特別徴収）になっている（年金額が年18万円以上ある）
 - ③世帯内の国民健康保険加入者が全員65歳から74歳である
 - ④介護保険料と国民健康保険料をあわせた天引額が年金支給額の1/2以下である
- これらの条件により判定し、該当すると自動的に年金天引きが開始します。
- Q 保険料を年金から天引きしないでほしいのですが。
- A 手続きにより年金からの天引きを停止し、毎月末に口座引き落としする方法に変更できます。どちらの方法を選択しても、年間で納めていただく総額は変わりません。手続き後、実際に天引きを停止するには2か月から4か月程度かかります。なお、税・料金等に未納がないことや、現金による納付書払いに変更することができない等、申請には一定の条件があります。
- Q 我が家は家計を分けているため世帯主と妻や子どもの分を分けて請求してほしいのですが。
- A 国民健康保険料の納入義務者は世帯主です。加入者ごと保険料を分けて請求することはできません。加入者ごとの所得割、均等割を算出することはできますが、1世帯に対して一律で平等割がかかっているため、厳密に1人分の保険料額を計算することはできません。
- Q 今は収入がなくなり、保険料が払えません。
- A 会社都合の解雇など、雇用保険を受給されている人で該当する場合は、保険料の減額制度がありますのでお問い合わせください。それ以外の場合で納付が難しい場合は、財務課収納係へご相談ください。特別な事情がなく納付が遅れると延滞金が加算されたり、保険証が使えなくなったりすることがあります。さらに滞納が続く場合は財産の差押えなどの滞納処分を受けます。